

米価高騰緊急対策保証のご案内

日本酒造組合中央会では、急激な米価格の高騰の事態を受け、原料米の仕入資金の円滑な調達を目的として「米価高騰緊急対策保証」を新設いたしました。

通常の保証と比較し、よりご利用しやすい保証内容となっております。

この機会に中央会の信用保証のご利用をぜひご検討ください。

メリット1

◎保証料率の最大50%割引（原料米購入資金の部分が割引対象）

＜ご利用資格＞

- ① 原料米購入価格が令和6酒造年度と令和5酒造年度を比較し、20%以上高騰している方
- ② 租税特別措置法の第87条第1項の酒税の税率の特例の適用を受けている方
 - * ①に該当する方は30%割引
 - * ①と②に該当する方はさらに20%割引を加算し、50%割引

メリット2

◎不動産担保及び連帯保証人

- ・1000万円以内は不動産担保不要
- ・連帯保証人原則不要

メリット3

◎保証割合100%

- ・通常90%のところ100%保証も可能

【信用保証制度の概要】

資金使途	・原料米等の購入に必要な資金 ・清酒の製造に従事する者に対する貸金の支払に必要な資金
保証限度額	次のいずれか少ない額 ・出えん金の60倍 ・酒造資金所要額の範囲内 ・清酒製造見込数量（20%換算） 1キロリットル×30万円
保証料率	年0.50%~1.80%
保証割合	90%保証
借入期間	1年以内

*詳細は、裏面のご利用についてのQ&Aをご参照ください

ご利用についての Q&A

Q1 米価高騰緊急対策保証とはどのようなものですか？

A1 米価格の急騰を受け、原料米の仕入資金借入の円滑化を目的として新設された制度です。

Q2 この保証制度を利用するにあたり、利用資格はありますか？

A2 以下、利用資格の①のみ、または、①と②に該当する場合にご利用いただけます。

①令和 6 酒造年度に購買した原料米の平均価格が、令和 5 酒造年度に購買した原料米の平均価格より 20%以上高騰している方。

②租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号に規定する承認酒類製造者であって、事業計画書を提出し、同法第 87 条第 1 項の酒税の税率の特例の適用を受けている方。

Q3 保証料が 50%割引となるのはどのような場合ですか？

A3 酒造資金の内、原料米購入資金の部分に対して信用保証料の割引をします。

利用資格①に該当した場合は、通常適用される保証料率から 30%の割引をします。

さらに、①と②に該当した場合は、20%の割引を加算し、50%の割引をします。

Q4 保証を受けられる範囲はどこまでですか。

A4 利用資格①のみに該当する場合は、金融機関からの借入金の元本と利息及び損害遅延金の 90%を保証します。利用資格①と②に該当する場合は、その 100%を保証します。

Q5 担保や連帯保証人は必要ですか？

A5 ・酒類および出えん金について、譲渡担保設定契約とその登記が必要となります。

・連帯保証人は原則不要です。

・不動産担保は、保証申込額が 1,000 万円以下の場合は不要です。

1,000 万円を超える保証申込額の場合、不動産担保が必要となる場合があります。

Q6 米価高騰緊急対策保証を受けるための手続きを教えてください。

A6 債務保証依頼書を提出する際に米価高騰緊急対策保証利用申請書を添付してください。

全体の保証額の内、原料米購入の酒造資金部分について割引後の保証料率が適用されます。

Q7 米価高騰緊急対策保証の利用期間に決まりはありますか？

A7 急激な米価高騰に対応する緊急制度ですので、取扱期間の定めがあります。

令和 7 年 1 月 24 日から令和 11 年 8 月 31 日までの原料米の購買資金に係る部分が適用となります。

Q8 令和 6 酒造年度に米価高騰緊急対策保証を利用していませんが、令和 7 酒造年度以降の利用はできますか？

A8 利用資格に該当する方であれば、取扱期間の間、利用申込ができます。

Q9 既に令和 6 酒造年度の保証を受けていますが、米価高騰緊急対策保証を利用できますか？

A9 再び保証申込をし、本制度の保証決定となれば、既保証を完済することで利用可能です。

Q10 輸出用酒造資金の保証料割引制度との併用はできますか？

A10 輸出用酒造資金との併用はできません。どちらか一方のご利用となります。

*お申込みのご相談やご不明点などは、日本酒造組合中央会までお気軽にお問合せください。

日本酒造組合中央会 信用保証事業部

TEL 03-3501-0107 (直通)